

桑名市規則等で定める申請書等への押印の特例に関する規則をここに公布する。

令和2年11月16日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市規則第62号

桑名市規則等で定める申請書等への押印の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、市長の定める規則又は告示（以下「規則等」という。）に規定する申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印の義務付けの廃止)

第2条 規則等に規定する申請書等のうち、市長が別に定めるものについては、当該規則等の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。